

業務委託契約書

富士山麓インバウンド観光高付加価値化推進協議会（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）と、株式会社オリコム（以下「丙」という。）は、甲の実施する令和８年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業に関し、次のとおり委託契約を締結するものとする。

（委託事項）

第１条 甲は、乙に対し、別紙仕様書【施策３～６一括委託】のとおり、令和８年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務【施策３～６一括委託】（以下「本業務」という。）を委託する。

（委託期間）

第２条 本業務の委託期間は、令和８年８月 日から令和９年２月１９日までとする。

（委託料）

第３条 丙（観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局の株式会社オリコム）は、甲に代わり、乙に対し、第１条の委託に要する経費（以下「委託料」という。）として上限金１７，８４０，０００円（うち消費税及び地方消費税の額１，６２１，８１８円）を支払うものとする。ただし、契約保証金については免除するものとする。

２ 前項の委託料については、事業の進捗、各施策の取組内容の調整等により、上限額の範囲内で変更となる場合がある。

（再委託の禁止）

第４条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（報告及び調査）

第５条 乙は、本業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書に仕様書に定める納品物を添えて甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、これを受理した日から起算して10日以内に納品物の検査を行い、可否を書面・電子メール又は口頭にて乙に通知する。なお、当該期間に甲からの可否の通知がないときは、納品物は甲の検査に合格したものとみなす。

3 前項の検査の結果、納品物について補正又は再調査の必要があると甲が認めたときは、乙は遅滞なく当該補正又は再調査を行い、再び前2項の規定を準用して甲の検査を受けるものとする。

4 乙は、甲から検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該納品物を甲に引き渡すものとする。

(委託料の支払方法)

第6条 乙は、前条第4項の規定による検査合格の通知を受けたときは、適法な請求書により代金の支払いを丙に請求することができる。

2 丙が、前項の支払請求書を受理したときは、30日以内に乙の指定する銀行口座に振り込む方法により委託料を支払うものとし、振込手数料は、丙の負担とする。なお、甲から乙に対する支払債務は、丙から乙に対する代金の支払いが完了した時点をもって完了するものとし、甲は、甲又は丙の責に帰すべき事由がある場合は丙の支払いについて連帯して責任を負うものとする。

3 丙が前項に定める支払期限までに代金を支払わないときは、甲又は丙は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率を乗じた額を遅延利息として、乙に支払うものとする。ただし、本項における甲の支払いは、甲又は丙の責に帰すべき事由がある場合に限るものとする。

(契約の解除等)

第7条 甲乙及び丙は、他の当事者が次の各号の一に該当した場合、何らの催告なくしてこの契約を解除することができる。

(1) 仮差押、差押若しくは競売の申立て、破産手続き開始、民事再生手続き開始、若しくは会社更生手続き開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。

(2) 滞納処分を受けたとき。

(3) 支払いを停止したとき、若しくは手形又は小切手の不渡りを発生させたとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分があったとき。

(5) 信用に不安が生じ、又は資本構成若しくは事業に重大な変化が生じたとき。

(6) この契約に基づく債務の履行が困難と認められるとき。

(7) この契約の履行に関し、役員、使用人若しくは代理人が不正の行為をしたとき。

(8) 合理的な理由に基づき正常な取引又は営業ができない事由が生じたとき。

2 前項各号によりこの契約が解除された後といえども、前項の各号に該当する者は解除者が被った損害を賠償する義務を免れるものではない。

3 契約解除が乙の責めに帰すべき事由の場合、甲は乙に対し、丙を介してすでに支払った委託料の一部の返還を請求することができる。

(暴排条項)

第8条 甲は、乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき、何らの催告なくしてこの契約を解除することができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損害の賠償を求めることができない。また、甲は乙に対し、すでに丙を介して支払った委託料の返還を請求することができる。

（損害賠償）

第9条 甲乙及び丙のいずれかが、この契約に違反して他の当事者に損害を与えたときは、他の当事者に対し、直接かつ現実に生じた通常の損害（弁護士費用、逸失利益を除く。）を賠償しなければならない。ただし、天災その他不可抗力による損害と認められたときは、この限りではない。

（免責）

第10条 乙は、甲が本業務の結果に基づく事業を実施し損害を受けた場合、責任を負わないものとする。

（秘密の保守）

第11条 甲乙及び丙は、本業務を行うにあたり知り得た他の当事者の営業上又は技術上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、開示した当事者の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩し、あるいはこの契約の履行の目的以外のために利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

- （1）開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- （2）開示を受けた際、既に公知となっている情報
- （3）開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
- （4）正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- （5）開示された情報によることなく独自に開発した情報

（個人情報の保護）

第12条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティの確保）

第13条 乙は、この契約による事務を行うにあたり、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

（指導及び監督）

第14条 甲は、この契約事項の実施について、随時に指導及び監督を行うことができる。

(契約の変更)

第15条 本契約の変更、修正を行う場合、甲乙丙記名押印した書面を交わすものとする。

(協議)

第16条 この契約に定めのない事項で約定する必要があるとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上定めるものとする。

(合意管轄裁判所)

第17条 本契約に関する甲乙丙間の紛争について、前条の協議によっても解決しない場合には、当該紛争処理につき被告となる本契約当事者の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本書は、同文3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 富士山麓インバウンド観光高付加価値化推進協議会

山梨県甲府市丸の内1丁目6-1

会長

印

乙

印

丙 株式会社オリコム

東京都港区新橋 1-11-7 新橋センタープレイス

代表取締役社長 中島 明美

印